

3. 実施サービス

平成 29 年 4 月から三川町で実施予定のサービスは以下の通りです。

(1) 訪問型サービス

種 別	訪問介護（現行相当）	訪問型サービスC （短期集中型訪問サービス）
サービス内容	・居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる、入浴・排泄・食事等の身体介護や生活援助。 短時間の身体介護も含まれる。	・特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による介護予防の取り組みが必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職がその居宅を訪問して生活機能に関する問題を総合的に判断し、社会参加に向けて必要な相談・指導等を行う。（3ヶ月を目安）
方式	指定事業者によるサービス	直営による（委託も検討中）
対象者要件	・要支援1・2の方 ・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者	・要支援1・2の方 ・基本チェックリスト「生活機能低下」該当者
考え方	・既にサービスを利用しており、継続が必要な方 ・状態により訪問介護員によるサービスが必要な場合。	・保健医療専門職による個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスが必要な場合
単 位	週1回程度：1,168 単位/月 (266 単位/回) 週2回程度：2,335 単位/月 (270 単位/回) 週3回程度：3,704 単位/月 (285 単位/回) ※加算あり	なし
請求方法	国保連経由で審査・支払 （利用者負担分は事業所で請求）	給付管理なし
利用手順	ケアマネジメントA （ケアプランを作成し、サービス担当者会議を経てサービス利用） ※様式は介護予防支援と同様	ケアマネジメントA （ケアプランを作成し、サービス担当者会議を経てサービス利用） ※様式は介護予防支援と同様
備 考		※29年度当初では、直営のみだが、指定事業者が出た際には、別途単価を提示する予定。

※現行相当サービスの基準については国が示す介護予防訪問介護に相当する基準とする。